



平成29年度 KAST「戦略的研究シーズ育成事業」募集要項

- 平成29年4月開始に向けてKAST「戦略的研究シーズ育成事業」の対象となる研究課題を公募します。
- 当財団の事業は、神奈川県科学技術政策と連動して、産業の発展と生活の質的向上に寄与することを目指しているため、この事業の成果は地域に寄与することを期待します。
- 本公募は、平成29年度の事業について、計画段階で行うものであり、状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合があります。
- 当財団は平成29年4月をもって神奈川県産業技術センターと統合し、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所へ移行する予定です。本事業については移行後の機関により実施される予定です。

事業概要

○事業の目的とスキームの概要

(1) 事業目的

戦略的研究シーズ育成事業（以下「本事業」という。）は、KAST が地域の経済的価値（新産業・新事業）の創出や地域の社会的価値（クオリティー・オブ・ライフの向上等）の創出を目的として展開している大型プロジェクト（年間約7～8,000万円程度、4年間）等、KAST が実施する研究プロジェクトに発展するような研究シーズの育成を目的としています。

(2) 公募で対象となる研究課題

KAST が主要研究分野として掲げる「基礎科学・計測」、「ナノテクノロジー・材料化学」、「エレクトロニクス・情報技術」、「ライフサイエンス」のいずれか、またはこれらの分野を超えた複合領域に属するものであって、上記の事業目的に合致する研究課題を広く公募します。

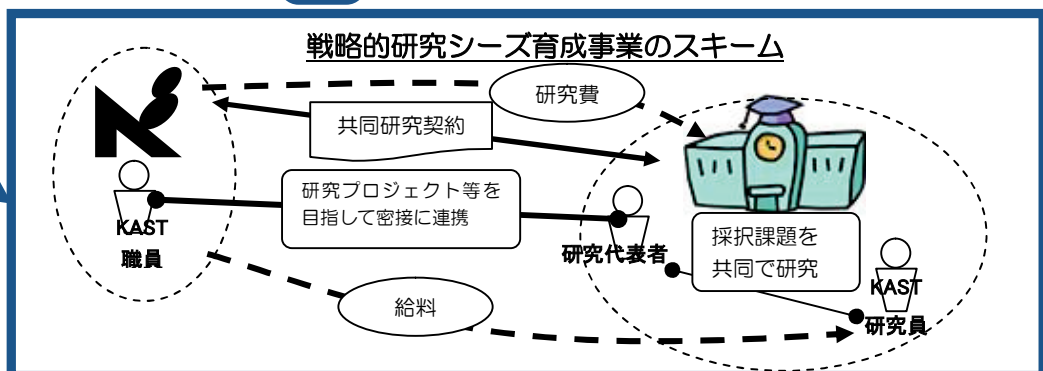
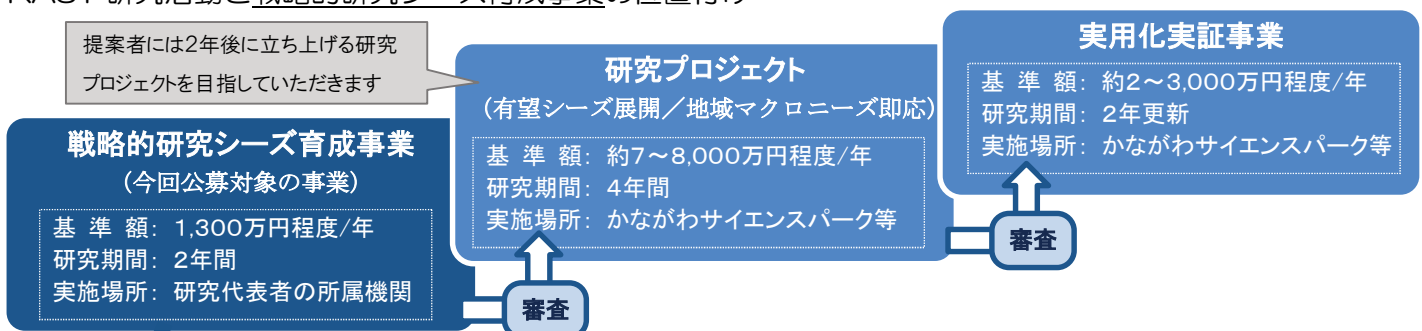
(3) 事業スキームの概要

本事業に採択された研究者（以下「研究代表者」という。）は、採択された研究課題（以下「採択課題」という。）について、研究代表者が所属されている大学や研究機関（以下「所属機関」という。）とKAST が共同研究契約を締結した上で、

- 研究代表者が、所属機関において
- KAST が雇用する研究員（以下「KAST 研究員」と共同して
- KAST 事務局職員（以下「KAST 職員」という。）と連携しながら
- KAST の研究プロジェクト等へのステップアップを目指して推進していただきます。

- ※ 所定の審査により、ステップアップの採否を判断します。
- ※ 審査の結果、他の研究事業へ移行となる場合があります。

KAST 研究活動と戦略的研究シーズ育成事業の位置付け



募集・選考等

1 戦略的研究シーズ育成事業の推進

(1) 研究実施場所

- ・採択課題の研究を実施（以下「採択課題の研究推進」という。）する場所は、研究代表者の所属機関とします。ただし、特別な事由により所属機関以外において行うことが想定される場合は、あらかじめ事務局にお問合せください。
- ・本事業が KAST 職員と連携しながら新たなステージを目指すものであることに鑑みて、研究実施場所は首都圏に確保してください。

(2) 研究実施体制等

- ・KAST は、研究代表者の所属機関と共同研究契約を締結します。なお、申請にあたっては、本事業の実施について所属機関と事前に確認していただくようお願い致します。
- ・研究代表者は、研究活動から成果のとりまとめ・報告など、採択課題の研究推進にあたり中心的な役割を果たしていただきます。
- ・研究代表者は所属機関の身分のまま、KAST 研究員との共同研究を推進していただきます。
- ・KAST 研究員は、研究代表者が推薦し、KAST の規程に従い雇用手続きを行います。
- ・KAST は、KAST 研究員との雇用契約に基づき、直接給料を支給します。
- ・神奈川県内の企業や公的試験研究機関との連携を期待しています。

(3) KAST 職員による支援等

- ・KAST は、採択課題の研究推進を支援するため、KAST 職員を担当者（専属ではありません。）として配置します。
- ・KAST 職員は、担当した採択課題を研究プロジェクト等にステップアップさせるために、進捗状況等の把握をします。（適宜、研究代表者には KAST 役員等への報告をお願いします。）

(4) 知的財産権の帰属

- ・採択課題の研究推進により得られた発明等の知的財産権については、原則的に、研究代表者、KAST 研究員及びその他の発明等をなした者による寄与の割合に応じて、所属機関がそれぞれ承継し、持分等の詳細については所属機関と KAST との間の共同研究契約に基づき取り扱うこととします。
- ・上記によって得られた知的財産権等に基づき研究代表者が研究プロジェクトにステップアップした場合は、上記の知的財産権がその後の研究活動、技術移転活動等に支障が生じることがないように調整させていただく場合があります。

(5) 研究プロジェクト等へのステップアップ

- ・KAST は、採択課題を次の研究プロジェクト等にステップアップするか否かの判断を行うため、本事業の 2 年度目に研究代表者が新たに作成する研究プロジェクトへの提案書及び達成度に基づき審査を行います。
- ・次の研究プロジェクト等へのステップアップは改めて審査を行い、採否を決定しますので、全ての研究課題が次の研究プロジェクトにステップアップできるわけではありません。また、審査の結果、他の研究事業等へ移行とさせていただきますことがあります。

2 提案者の要件

研究代表者となる方本人から提案していただきます。提案者の要件は次のとおりです。

- ・自ら研究構想の発案者であるとともに、その構想を実現するためのリーダーシップを持って研究を推進する意思のある、概ね 45 歳以下の方を想定しています。（次の研究プロジェクト等にステップアップした場合には、プロジェクトリーダー（非常勤も可）となります。）
- ・採択課題及び次の研究プロジェクト等を通じて、研究全体に責務を負える方。

3 対象となる研究課題

研究の位置付け：目的基礎研究

※ 目的基礎研究とは、イノベーション創出が期待できるシーズ創出直後若しくは創出間近の研究段階を示します。

研究課題：下記研究分野のいずれか、またはこれらの複合領域に属する研究課題

研究分野：①基礎科学・計測 ②ナノテクノロジー・材料化学 ③エレクトロニクス・情報科学 ④ライフサイエンス

期待される効果：採択課題の研究推進により、成果が地域の経済的価値（新産業・新事業）の創出や地域の社会的価値（クオリティー・オブ・ライフの向上等）の創出につながる。

4 採択件数（予定）

2～3件程度

5 研究費

(1) 基準単価

1 課題あたりの研究費：1,300 万円程度/年（KAST 研究員の人件費及び間接経費を含む）

(2) 研究費の用途

研究課題の推進に直接必要な経費のうち次の用途に支出できます。

直接経費	旅費	研究課題にかかる成果発表等にかかる旅費
	賃金	採択課題の遂行のために必要な研究補助者に支払う賃金（大学と雇用契約を締結していただきます。）
	消耗品費	採択課題の推進に必要な研究用消耗品購入費
	機器賃借料	採択課題の推進に必要な研究機器等のリース料（所有権移転外リース）及びレンタル代
	雑費	研究成果の発表にかかる学会参加費（年会費は自己負担）
	その他経費	その他に採択課題の研究推進に必要な経費
間接経費	直接経費の原則 15%	

(3) 経費の精算

- 研究費は、所属機関に概算払いします。
- 研究費は単年度会計（会計年度は 4 月から 3 月まで）で集計しますので、それぞれの年度末までに経理報告書を提出してください。

6 公募・選考の時期と研究期間

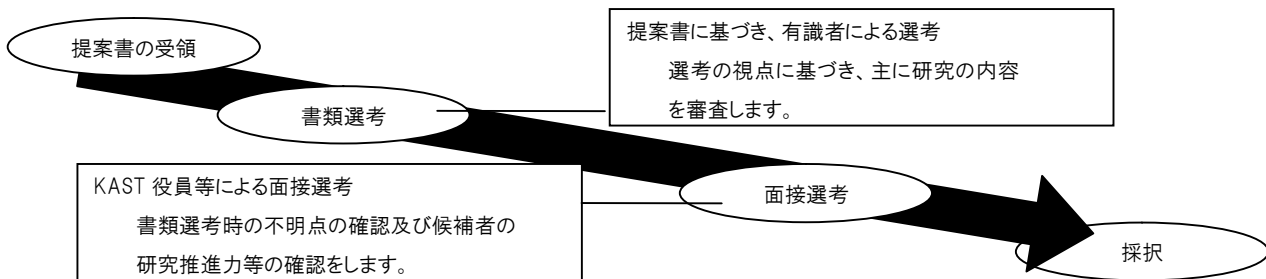
(1) 提案書受付期限：平成 28 年 9 月 16 日(金)（当日消印有効）

(2) 公募締め切りの後、書類選考、面接選考を経て平成 28 年 1 月に内定予定

(3) 研究期間は、原則 2 年（平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月末まで）

7 選考方法等

(1) 選考スケジュール



(2) 選考の視点

独 創 性：提案者自身の着想であること

地域への貢献：地域の経済的価値（新産業・新事業）の創出や地域の社会的価値（クオリティ・オブ・ライフの向上等）の創出が期待できること

実 現 性：提案された研究構想を実現するための手がかりが得られていること

(3) その他

- 本事業は公募制です。提案者の皆様には、KAST が指定する様式の「研究提案書」に主要論文を添付し、期日までにご提出ください。
- 本事業への申請は提案者 1 名につき 1 課題までとします。
- 本事業は、次の研究プロジェクトにステップアップするための研究課題を育成することを目的としているため、同プロジェクトに展開した場合の研究活動を含めて計画を作成してください。（本事業研究期間 2 年間+研究プロジェクトの研究期間 4 年間）
- 「研究提案書」の記入内容に不明な点がある場合及び記述に不備な点がある場合には、事務局より提案者に説明を求め

る、又は提出書類の再提出をお願いする場合があります。この場合において、期日に間に合わない場合は提案を辞退されたものとみなします。

- 研究提案書等提出された書類等につきましては、原則として返却いたしませんのであらかじめ承知おきください。

8 研究代表者の責務

(1) 採択課題の研究推進及び管理

研究代表者は採択課題の研究推進全般に責務を負います。また、研究計画書及び研究報告書を作成していただきます。

(2) 研究費の使用者責任

研究代表者は研究費の執行管理をする者として、物品購入、出張、研究補助員の管理等にかかる事務手続き及びその内容について責任を負います。なお、神奈川県による経理の調査等がある場合は対応していただきます。

(3) 法令遵守等

法令、関係団体の指針、KAST と所属機関が締結する共同研究契約、及び所属機関の規定に従い採択課題の研究推進を行っていただきます。

(4) 採択課題の研究成果の取り扱い等

- KAST 役員等に研究の進捗状況を報告していただきます。
- 採択課題の研究推進から生じた成果は、知的財産権の取得を積極的に行っていただきます。
- 採択課題の研究推進から生じた成果を発表する場合には、KAST 戦略的研究シーズ育成事業の成果である旨の記述をお願いします。
- 定期的開催する KAST 研究報告会において、採択課題の研究推進の進捗状況を発表していただきます。
- 定期的発行する KAST の年報 (KAST Report) に、採択課題の研究推進の進捗状況を執筆していただきます。

9 所属機関の責務

(1) 契約の締結等

所属機関には、研究代表者が採択課題の研究推進を行うにあたり、

- KAST と共同研究契約を締結していただきます。
- KAST 研究員を受け入れていただきます。
- 採択課題の研究推進を行うための研究環境を提供していただきます。

(2) 研究費の管理

- 所属機関には、共同研究契約書及び所属機関が規定する諸規定に基づき、研究費の適正な経理処理を行なっていただくとともに、神奈川県による経理の調査がある場合にはこれに対応していただきます。
- 所属機関には、KAST にご提出していただく経理報告書を年度ごとに作成していただき、期日までにご提出いただきます。

提案書受付期限：平成 28 年 9 月 16 日(金) 当日消印有効

【お問合せ先・提案書提出先】

公益財団法人神奈川科学技術アカデミー イノベーションセンター 研究支援グループ 担当 後藤 前川
〒213-0012 川崎市高津区坂戸 3-2-1 KSP西棟 614
TEL 044-819-2034 FAX 044-819-2026
E-Mail res@newkast.or.jp